

令和5年7月
(第36回)

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

令和5年7月18日(火曜日)

令和5年7月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和5年7月18日（火曜日） 午前9時00分～午前9時35分

2 開催場所 南大隅町役場 佐多支所

3 (1) 出席委員（11人）

会 長	13番	橋口 初男
委 員	1番	山之口 勝一
〃	2番	北之口 洋一
〃	3番	富田 良成
	5番	後藤 望
〃	6番	淵脇 耕二
〃	7番	溝田 耕一
〃	8番	東山崎 勝一
〃	9番	吉永 一雪
〃	10番	田淵 哲朗
〃	11番	徳留 徳次

4 農業委員会事務局職員

事務局長 木佐貫 公子

事務局書記 中島 大貴

事務局会計年度職員 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第122号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第123号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第124号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

6 会議の概要

議長： ただいまから、令和5年7月南大隅町農業委員会定例総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は11名です。12番横原委員から欠席の届けがありました。
よって12名中11名の出席ですので、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員については、9名の出席でございます。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、8番の東山崎委員と9番の吉永委員の両名を指名致します。
本日の会議書記には事務局職員の中島氏と山下氏を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。
議案第122号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
許可申請は2件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが2件でございます。

(2ページ 議案第122号の議案書、3ページの集計表の読み上げ)

受付番号1番の資料については、4ページ、5ページをそれぞれお目通しください。
また、別添の調査表についても、それぞれ審議の際にご覧いただきたいと思えます。
よろしく申し上げます。

議長： ありがとうございます。
ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔に申し上げます。

10番： 10番、田淵です。7月9日午後5時半から田島推進委員と譲受人の3人で調査を行
いました。日曜の夕方でしたが、譲受人の仕事の都合でこの時間となりました。
この申請地は6、7年前までは譲受人が借りて堆肥を野積みされてきました。
その後、放置され、今は萱やセイタカアワダチソウが生い茂っている状況です。
譲受人は手入れし、来年にはカライモを作付けする予定とのことです。復旧には相当
な時間と費用がかかると思われますが、このまま放棄地とするよりは畑に復旧して利
用するとのことです。問題ないと思えます。よろしく申し上げます。

議長： ありがとうございます。ただ今事務局からの説明および担当委員の報告がありま
したが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等あり
ませんか。地区担当の田島推進委員、なにかご意見等ありませんか。

(意見、質疑なし)

議長： よろしいですか。それでは、受付番号1番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号1番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全推進委員、「許可やむなし」でございます。それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第122号、受付番号1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので議案第122号、受付番号1番は許可することに決定いたします。

議長： 次に議案第122号、受付番号2番についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局： 受付番号2番につきましては、6ページ、7ページです。それぞれお目通しください。また、別添の調査表についても、併せてご覧いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長： ありがとうございます。ここは私の担当区ですので報告いたします。7月15日に谷口推進委員と申請人と現地調査しました。申請地は〇〇集落の〇〇の近くで、申請人の自宅の前です。申請人の祖母の代から借りて耕作しており、現在は、会社勤めであるため、母と一緒に耕作しており、ナスやトマトなどの夏野菜、が栽培されていました。今後も菜園として利用することによって何ら問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。

(意見、質疑なし)

議長： よろしいですか。それでは、受付番号2番について、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号2番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全推進委員、「許可やむなし」でございます。それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第122号受付番号2番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第122号受付番号2番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に議案第123号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。許可申請は1件です。事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは8ページ議案第123号の議案書をご覧ください。議案書を元に説明致します。

(8ページ 議案第123号の議案書の読み上げ)

受付番号1番の資料につきましては9ページから17ページまででございます。転用目的は保育園の運動場整備に関するものです。それぞれお目通し下さい。
なお、農地の区分と転用目的は問題ないと考えますので、よろしく申し上げます。

議 長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔をお願いします。

7 番： 7番溝田です。7月14日午前9時より橋口会長、徳留委員、野村推進委員、事務局より2名、申請人の代理人で調査いたしました。申請地は〇〇集落内にある〇〇東側の排水路を挟んだ水田で、4年ほど耕作されていない状況です。南側は宅地、東、北側は水田で申請地よりも50cmほど高いです。西は排水路となっております。調査の意見としては、譲受人の〇〇の増改築工事に伴い、既存〇〇が狭くなり、〇〇並びに〇〇の〇〇を確保する為、申請地を第二の〇〇として活用したいとのことで、排水路には橋を架け、申請地は現況のまま、周りに柵を設ける計画で問題ないと考えます。以上です。

議 長： ありがとうございます。ただ今、担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ございませんか。地区担当の野村推進委員、何かご意見がありましたらお願いいたします。

事務局： 現地確認のあと、申請人より資料差し替えと追加の情報がありましたのでお知らせします。

(差し替え資料、追加情報の説明)

6 番： すみません。今回は所有権の移転もありますよね。3条申請は提出されてますか。

事務局： 本申請は5条申請で出されているため、地目変更と所有権移転の両方での申請となります。

議 長： ありがとうございます。同時進行での手続きになりますね。皆さんからは他にございませんか。

(意見、質問なし)

議 長： それでは受付番号1番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思えます。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号1番について、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全推進委員、許可相当に賛成でございます。
それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第123号受付番号1番について、許可相当とされることに賛成される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第123号は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長： 次に議案第124号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 町長より農用地利用集積計画の決定を求められておりますので、説明します。

(18ページ 議案第124号の議案書の読み上げ)

19ページの総括表をご覧ください。(総括表の読み上げ)

20ページから24ページの集積計画については、それぞれ御目通しください。

ここで修正がありますので、よろしくをお願いします。

(修正箇所の説明)

議 長： これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等はありませんか。

6 番： 7番から11番の〇〇さんについて教えていただきたいです。

事務局： 〇〇さんは〇〇にお住まいですが、町内の水田を相対で借り、これまで耕作してきたとのことです。今回、〇〇に水田の申請をするにあたり、利用権設定を結ぶ必要が出てきたとのことで相談があり、今回の設定となりました。

10番： 〇〇さんはもともと〇〇地区にお住まいでしたが、仕事の関係で〇〇に住居を移しました。

6 番： わかりました。ありがとうございます。

野村委員： 12番の申請はなぜ中途半端な期間なのですか。

事務局： 終期のみ決まっていたようで、今回の更新で設定は最後と聞きました。

2 番： 7番の申請については借主、貸主両方同じ名前なのですが大丈夫ですか。

事務局： ここについては、借主の親戚所有の農地だそうです。そのため、設定のお願いに行った際、「あなたが書いてくれ」と言って貸主として記入しなかったそうです。鹿屋市にそれでも良いか確認すると、良いとのことだったので今回の形となりました。

議 長： ほかにいませんか。よろしいでしょうか。
それでは農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。
推進委員の皆さんにお伺いします。
議案第124号の集積計画について、異議なし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございました。全推進委員、異議なし。でございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただいまの推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第124号について、計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第124号は計画のとおり決定いたします。

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。
次に、その他の件について、農業委員、推進委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いします。

事務局： 事務局：その他、8月の行事予定について

議 長： 他にございませんか。無いようですので、以上をもちまして、
令和5年7月南大隅町農業委員会定例総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋口 初男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員